

日本早期認知症学会 会則

第1条 名称

1. 本会は1999年来毎年開催している全国早期痴呆研究会を母体として構成する。
2. 本会の日本語名称は「日本早期認知症学会」と称する。
3. 本会の英文名称は「Japan Society for Early Stage of Dementia (JSESD)」とする。

第2条 目的

本会は、早期認知症の診断および予防、治療の研究と実践の向上を目的として、会員への知識の普及と相互理解及び一般社会への啓発に寄与することを目指すものとする。

第3条 事業

本会は、次の活動・事業を行う。

i. 大会の開催

学術集会として日本早期認知症学会大会を年1回開催する。

大会の発表者は会員に限る。但し、連名者はその限りではない。

ii. 学会誌の発行

学会誌編集委員長および委員は、少なくとも年1回査読のある論文誌を発行する。

学会誌は、正会員、学生会員及び団体会員一口に対して発行毎無料で1冊ずつ頒布する。但し、前年度会費未納者は除外される。その他に対しては2,000円+消費税/冊で販売する。

iii. その他の前条の目的を達成するために必要な事業

第4条 会員

1. 本会の目的に賛同し、早期認知症の診断、治療の研究・教育および実践に従事する者及びこれらの領域に関心を有する者をもって会員とする。会員の種別として、正会員、学生会員、団体会員を設ける。
2. 会費は事務局の指定の口座に振り込むものとする。

・正会員 I	(医師・歯科医師)	10,000 円 (学会誌含む)
・正会員 II	(医師以外の職種) ・看護師・ヘルパー・社会福祉士・介護福祉士 ・精神保健福祉士・OT・PT・ST・鍼灸師 ・歯科衛生士・生体医工学研究者・自治体の関係職員 ・その他本学会の目的に賛同する研究者	5,000 円 (学会誌を含む)
・学生会員		4,000 円 (学会誌を含む)
・団体会員		30,000 円 (学会誌は1冊とする)

3. 会員は下記特典を有する。
 - i. 会員用大会参加費で大会に参加できる。
 - ii. 論文誌への投稿が可能になる。また、論文誌の配布が受けられる。
 - iii. 総会に参加できる。
 - iv. 正会員は代議員選挙の選挙権を持つ。
4. 本会の目的を達成するために、寄付金および賛助金を受け入れることができる。
寄付金（個人からの寄付金）： 一口 1,000 円とする。
賛助金（法人からの寄付金）： 一口 10,000 円とする。
5. 下記の条件にあてはまる者を名誉会員とし、会費の免除、毎大会への無料参加登録の特典を与えるものとする。
 - i. 理事を務め、かつ大会長も務めた者、または大会長に準ずる貢献のあった者が理事を辞したとき。
6. 会員資格は、1年間の学会費の未納、会長あての退会届、本学会に対する不信行為、死亡あるいはそれに準ずる障害、本学会の解散で喪失する。

第5条 役員

1. 本会は下記役員を設ける。
 - 理事長 1名
 - 副理事長 2名以内
 - 常任理事 複数名
 - 理事 25名以内
 - 代議員（理事を含む） 60名以内
 - 監事 2名
 - 顧問 若干名
 - 大会長 1名
 - 各種委員会委員長・委員 複数名
2. 本会の理事長は理事会で選出、任命される。任期は3年とし、再任は妨げない。
3. 副理事長は理事長の指名により理事の中から選任される。
4. 本会の理事は代議員互選で選出される20名と、理事長と副理事長が推薦し理事会の承認を得た5名以内の理事で構成する。任期は3年とし、再任は妨げない。
5. 本会の代議員は会員の選挙で会員から選出される。任期は6年とし、再任は妨げない。
6. 本会の常任理事、大会長、各種委員会委員長・委員は理事会で選出され、理事長が任命する。監事は理事以外から理事会で選出し、理事長が任命する。顧問、名誉会員は理事会で推薦し、理事長が任命する。
7. 役員の役割は以下のとおりにする。
 - i. 理事長
理事会、代議員会、常任理事会、および総会を招集し、本学会の全活動・事業を統括する。
 - ii. 副理事長

理事長を補佐する。理事長に事故があった場合には、その職務を代行する。

iii. 常任理事

理事長を補佐し、厚生労働省対応の活動を行う。

iv. 理事

理事会において各種決議事項を審議・決議する。

v. 代議員

代議員の代表者として互選で理事を選出する。

vi. 監事

- (1) 監事は、毎年、本会の事業報告ならびに決算報告書を検査し、理事会および総会に報告する。また、本会が会則に則り、適正に運営されていることの監査を行う。
- (2) 監事の任期は3年とし、再任は妨げない。欠員が生じた場合は、速やかに理事会は後選出しなければならない。この場合の任期は前任者の任期とする。

vii. 顧問

- (1) 顧問は理事会、代議員会などに出席し、本学会の運営方法などに対して助言をおこなう。ただし、審議事項の裁決権はない。
- (2) 任期は3年とし、再任は妨げない。
- (3) 会費の免除、および大会への無料参加登録の特典を与えるものとする。

viii. 名誉理事

- (1) 名誉会員の中から、本学会の発展に多大な貢献のあった者を名誉理事とすることができる。
- (2) 名誉理事の推薦は理事会でおこない、代議員会および総会の承認をえなければならない。
- (3) 名誉理事は理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、審議の議決権は持たない。
- (4) 各種委員会に参画できる。
- (5) 年会費は免除する。

ix. 各種委員会委員長・委員

本学会の個別事業や活動を実施するために設ける委員会組織であり、理事会にその進捗状況を報告する。委員は、本学会の会員に限定しない。

x. 大会長

日本早期認知症学会大会を年1回開催し、大会の企画、運営、会計に関する全責務を遂行する。

8. 理事・監事・代議員および顧問の定年制

理事・監事・代議員および顧問で満75歳を過ぎたものは、満75歳になった最初の定例総会終了後その資格を失う。

第6条 会議

1. 理事会

- i. 理事会は理事および監事により構成される。
- ii. 本会の運営は、理事会の決議で実行される。

iii. 理事会の成立

本会の理事会は、出席者と委任状の合計で全役員の2/3以上をもって成立するものとする。

iv. 理事会の決議事項

理事会決議事項には、該当年度の事業報告と会計報告、次年度の事業計画と予算計画に関する事項、理事長の選出と任命、常任理事、監事の選出、会則の変更、大会長の選出、各種委員会委員長・委員の選出を含む。

v. 理事会の決議

理事会の決議は1/2以上の賛成で成立する。但し、重要案件については2/3以上の賛成が必要である。

2. 代議員会

i. 代議員会は理事長が召集し議長を務める。

ii. 代議員会は年1回、大会期間中に開催する。

iii. 代議員会は、理事会の決議事項の報告を受ける。

iv. 代議員会は理事の任期終了年度には次期理事を互選により選出する

3. 総会

i. 総会は正会員によって構成される。

ii. 理事会の決議事項の承認、また必要事項について審議する。

iii. 定例総会は年1回、大会期間中に開催する。

iv. 総会は理事長が招集する。

v. 総会の決議は出席者の過半数をもって決する。賛否同数の時は議長が決する。

vi. 理事長は正会員の5分の1以上または理事の3分の1以上の要請のあった場合は臨時総会を招集しなければならない。

vii. 総会の議決事項は正会員に文書をもって報告されなければならない。

第7条 会計年度

本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

第8条 事務局

本会の事務局は、下記におく。

〒215-0024 神奈川県川崎市麻生区白鳥4丁目2-21

(有) トータルリンクス内

第1版	2005.03.06	第2版	2005.09.10	第3版	2005.11.14	第4版	2006.08.31
第5版	2006.11.06	第6版	2008.12.01	第7版	2010.07.20	第8版	2010.09.11
第9版	2011.01.28	第10版	2012.02.01	第11版	2014.09.13	第12版	2015.09.30
第13版	2016.09.17	第14版	2017.10.13	第15版	2019.01.01	第16版	2021.05.28
第17版	2023.08.31	第18版	2025.09.01				